



当事務所の経営理念は『中小企業に元気を与え、社長が社員に夢を語るようになって頂く』ことです。その為当事務所は町医者的な対応を心がけています。

〒123-0843
東京都足立区西新井栄町1-14-10
Tel: 03-3886-1201
Fax: 03-3886-1208
HP: <http://www.tcnf.com/kishida>

18年度税制改正法案

去る12月15日に『18年度税制改正大綱』が公開されました。今回の改正法案は中小企業、サラリーマンにとって益々厳しい法案となっております。

1. 一番大きな改正法案は、一定の要件を満たす同族会社の代表者に対する給与について、その給与所得控除額が損金として認められない(損金不算入)というものです。

まず、対象となる同族会社は

発行済株式総数の90%以上を代表者及びその同族関係者が所有している事

代表者及びその同族関係者が常務に従事する役員の過半数を占める場合

となっておりますが、日本の中小企業の多くがこれに該当してしまいます。

ただし、その決算期の直前3年以内における下記のA又はBの平均額が下記のいずれかに該当する場合はこの規定の適用はありません。

A) 所得の金額(別表4の金額)+代表者に対する給与の額

Aにより計算した金額が800万円以下である場合

Aにより計算した金額が800万円超3,000万円以下であり、かつ、Aにより計算した金額のうち、代表者に対する給与の額が占める割合が、50%以下である場合

赤字企業であっても、役員報酬の額によってはこの規定に該当してしまう可能性は十分あります。その場合、例えば、給与が800万円の場合、200万円が損金不算入となり、税額として約80万円を支払う事になります。給与所得控除額は給与所得が低い程控除額を手厚くしてあります。ある程度利益が出ている企業にとってそれ程大きな負担ではありませんが、何とか頑張って利益を出している企業にとってこれは大きな負担増となってしまいます。日本を支える中小企業いじめとも取れるこのような法案が出てきてしまう事に大きな憤りを感じます。この法案が確実に通るかはまだ分からない事ではありますが、株主構成を見直すか、役員を見直すか等手を打たなければならないかもしれません。

2. 同族会社の留保金課税制度について、免税点が拡大されました

(詳細は複雑な為割愛させていただきます)(減税です)

3. 交際費の損金不算入について、一人当たり5,000円以下の一定の飲食費についてはその適用から除外する。(減税です)

4. 中小企業者等が小額減価償却資産(取得価額が10万円以上30万円未満の物)を取得した場合、その事業年度においてその取得価額の合計額が300万円以下までを一時に損金算入する事が出来る。(増税です) 改正前、上限はありませんでした。

5. 定率減税の廃止。所得税は18年分 住民税は18年度分をもって全面廃止する。(増税です)

6. 所得税と住民税の比率を変え、所得税は減税、住民税は増税する。本来住民税は翌年の課税となりますから、一見所得税が減税された分、減税のような錯覚をしますが、その分翌年の住民税増税となります。給与から住民税を天引きしている企業においては、19年6月分の給与から天引きされる住民税が増えますので、社員の方への告知が必要になります。

その他多数の改正法案が出されておりますが、すぐにも皆様に影響がある点を抜粋させていただきます。あくまでも法案の時点ですから今後どのようなようになるかは分かりません。新しい情報が分かり次第順次ご連絡させていただきます。

改正法案について詳細をお知りになりたい方は、当事務所までご連絡下さい。

18年4月から高齢者雇用確保措置の実施が義務化されます

事業主は18年4月から 定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め の 廃止、のいずれかの措置を講じなければなりません。

については、定年年齢を18年4月～19年3月までは62歳、その後3年ごとに1歳ずつ引き上げ、平成25年4月以降は65歳とするものです。

については、定年の年齢を60歳とし、定年予定者が希望する場合には労使協定により再雇用できる状態にしておくものです。この場合における勤務形態は正社員、嘱託、パート等を選択する事が出来ます。この場合、従業員においては、再雇用後の賃金が60歳時点と比べ75%未満に低下した場合、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給できるケースがあります。

については定年制をなくしてしまい、労使双方の合意による退職、従業員の自己都合退職、または解雇によって雇用関係が終了するものです。

多くの企業が を選択するものと思われませんが、いずれにしても就業規則の整備が必要となります。今まで問題にならなかった事が問題となる時代です。揃えておくべき書類は早急に揃える事をお勧めします。

更に詳しい情報をお知りになりたい方はご連絡下さい。

～東商新聞より抜粋～

姉齒事件について思うこと

連日TVを賑わしている姉齒元一級建築士における耐震構造偽造事件について皆様どのようにお考えでしょうか。偽造を強制した企業が悪いのか姉齒氏が悪いのか、その意見は様々であると思います。しかし、私の意見はやはり一番悪いのは姉齒氏であると考えます。

同じ経営者として、大手の取引先から取引を停止されたらどうしよう・・・という恐怖は非常に分かります。しかし、そこで不正に手を染める事とは別の次元であるとは私は考えます。

たとえ大手との取引が無くなったとしても会社は倒産する事は無かったでしょう。会社は縮小してしまうかもしれませんが、また一からやり直すことは可能であったと思えます。ではなぜあのような事に手を染めてしまったか。それは経営者が持つべき、「理念」が無かったからではないかと思えます。前回もお話しましたが、経営理念があればあのような事態にはならず済んだのではないかと考えてなりません。例えば、『皆が笑顔で暮らせるような住まいを提供する』なんて素敵な経営理念であれば震度5で倒壊するような建物を作る事は出来ないでしょう。

経営理念がないと言う事は、自分が進むべき道を考えていないのと同じです。着地点が無いのですから、どんなに成功しても成功したという達成感がなく、最後はお金でしか達成感を得られないような経営者になってしまうのです。

人に喜びを与えられるような(社会貢献型のような)経営理念を持つことが出来れば、お金はそれ程儲けなくとも、それ以上の達成感があり、自分の喜びを見出せるのではないのでしょうか。その為にも当事務所では全ての方に『経営理念』をお考え頂きたいと願っております。

18年分扶養控除等(異動)申告書を揃えましょう

給与を支給する際において、甲欄を適用するには、「その年最初に給与の支払を受ける日の前日までに 扶養控除等(異動)申告書 を会社に提出しなければなりません」

先月もお知らせしましたが、代表者も含め給与の支払いを受ける方全員に必ず上記の書類の提出をして頂くようにして下さい。

まずはご連絡下さい

何かに悩んでいたらまずご連絡下さい。ご相談場所は、当事務所、又はそちらへもお伺い致します。風邪は万病の元と言いますが、経営も同様です。早めの手当てが重要です。大病にならないうちに早めの処置をしましょう。町医者的な対応であなたの会社をお守りします。 kishida

